

# 価値分析力を育成する社会科の授業

—白神山地の入山規制問題—

A Study of a Theory and Lesson Plans of Social Studies for  
Developing Value Analyzing Competence:  
In the Case of Regulation of Entering the Shirakami Mountains

石川 照子  
(兵庫県立神戸北高等学校)

## I 問題の所在

環境教育は、学校教育全体、そして広く社会教育の場においても担われるものである。たとえば、生活科での身近な自然とのふれあい、理科での酸性雨の測定、社会科での地球環境問題の学習、特別活動での校内緑化活動、地域でおこなう河川や海岸の清掃、森林ボランティア体験等々、実にさまざまな取り組みがなされている。したがって、環境教育の目標とされる「関心」「知識」「態度」「技能」「評価能力」「参加」<sup>1)</sup>のすべてを、ひとつの教科や活動のなかで実現しなければならないというわけではない。

本稿では、他の教科や特別活動ではできない、社会科でこそ担える環境学習の内容を問いたい。社会科でおこなう環境学習では、環境問題の原因や影響を説明できるだけでなく、環境問題にかかわる価値判断についての考察も求められる。この価値判断の扱いかたに、社会科授業論の違いは端的にあらわれる。価値観形成の論理は、大きく2つに分けることができる<sup>2)</sup>。すなわち、主体的な価値判断(合意形成を含む)を実践するのか、あるいは価値判断そのものを吟味するのか、である。

子どもの興味・関心を喚起し、環境保全への意識を高めようとして、社会科における環境学習はしばしば論争授業として組織される。このような主体的な価値判断の実践を中核とする授業は、その論理的実地的帰結として子どもたちにどのような知識や資質を保証するのであろうか。同様に、価値判断を対象化して分析していこうとする授業の場合はどうであろうか。

この点をあきらかにするために、本稿では「白神山地の入山規制問題」という全く同じ題材を扱

いながら、異なる授業論で組織されるふたつの授業を比較するという方法をとる。

## II 主体的な価値判断を実践する社会科授業

### 1. 単元「白神山地の自然と環境保護」

まず、主体的な価値判断を実践する授業の事例として、太田・猪瀬両氏の実践をとりあげる<sup>3)</sup>。単元「白神山地の自然と環境保護(5年生)」は、白神山地の入山規制問題について、賛成派と反対派にわかれ、主観的な立場で話し合うものである。

本実践は4段階で構成される。まず、第1次では、白神山地について知っていることを発表し、ビデオを見てイメージを膨らませる。その後、これから白神山地をどうしていったらよいかを考え、入山規制の是非が論争問題として設定される(1時間)。続く第2次では、資料による探求活動をおこない、自分の立場を決定する(1時間)。第3次は、入山規制賛成派と反対派にわかれ、説得と合意形成のために話し合う(3時間)。最終の第4次では、自分の考えた解決策を実行するために、関係機関や自然保護団体に手紙を送ったり、白神山地についての新聞を作る(3時間)。時間配当をみると、本実践では合意形成のための話し合いや社会的行動力が重視されていることがわかる。

以下、単元を中心である第3次の合意形成過程について詳しくみていきたい。第2次の探求活動の成果をもとに、子どもたちは入山規制に賛成、反対それぞれの立場から活発に意見を発表している。しかし、討論では「だれ」の入山を問題にしているのか、その区別は必ずしも明瞭ではない。あるときは観光客のことであり、あるときは地元の人たちのことである。この「だれの入山規制の

ことか」が整理されないまま、相手を説得しようとするとうなるだろうか。太田・猪瀬両氏は、子どもたちから出た意見や感想を次のように分析している<sup>4)</sup>。

合意形成を図る上での前段階として、相手を説得するという試みは、感情論や規則論によって少なくとも合理的な整合性を持つものにはなり得なかった。たとえば、入山派から規則を作ったの入山という譲歩案が出されるが、原則論によって駆逐される。クラスでの規則を守れない現実から、規則の導入は合意を得られなかったのである。

これによると、規則の導入という譲歩案が退けられた理由は、「クラスの現実」にもとめられている。それでは、なぜ、そのようになってしまったのだろうか。それは、白神に入山したいと考えるさまざまな人たち—入会的な利用をしてきた地元住民、登山や溪流釣り愛好家、一般観光客など—の異なる立場や考え方についての探求が十分におこなわれなかったために、入山規制問題についても「クラスの規則を守らないものがある」という自分たちの日常生活の延長上でしか考えられなかったのではないか。

次の時間は、白神に住む人々を閉め出す問題が同情論をよんでいる。しかし、地元の人たちの山菜取りは認めてはどうかという譲歩案は、入山反対派から「経済的利己主義」ととらえられ、合意には至っていない。この点について太田・猪瀬両氏は次のように評価している<sup>5)</sup>。

こうした点は、合意形成を目指す方法において、どうしても子どもたちの探求のみでは超えられない部分であるように思えた。重要な部分に気づかせることが教師の役目であるが、今回は禁欲せざるを得なかった。子どもたちの合意点も、やはり、都会に住む人間の観察者として自然に到着していこうとしていた。

ここで述べられているように、子どもの主体性に委ねられた話し合いは、「都会に住む人間」で

ある子どもの日常世界からなかなか拡大していかないのである。

## 2. 授業の帰結—常識的環境認識の再確認

社会科における環境学習が、事象の羅列になったり、徳目の域にとどまることを危惧し、「他人事ではなく、自己の課題として取り組む環境学習では、主体的な環境認識の育成という課題を具体化する必要がある」<sup>6)</sup>として構想されたのが本単元であった。猪瀬氏は、主体的な環境認識の育成を具体化する視点として、「自然とのかかわりを切り身の関係から生身の関係へ発展させる」「自然とのかかわりを地域の共同体形成との関連の中で認識させる」「自然とのかかわりをローカルから展開する視点を拡大させる」の3つをあげている<sup>7)</sup>。

それでは、本実践ではこの3つの視点をとおして、子どもたちは主体的な環境認識を獲得していたのであろうか。確かに、意思決定過程を導入した結果、「話し合いが活発に行なわれ」「教科書の知識、学習指導要領の内容に限定されるのではなく」授業は展開したかもしれない。しかし、子どもたちの学習活動は、教科書や学習指導要領ではなく、自らの限られた経験と常識に拘束されてはいなかったか。クラスでの日常体験や都会に住む自分たちの環境認識を基盤にして話し合っているかぎり、入山規制反対派の論拠を十分に説明できないし、地元の人たちの山菜取りが「経済的利己主義」として一蹴されてしまうことへの反駁は難しい。結局、主体的な価値判断の実践に重点をおくことは、子どもたちが常識的に持っている環境認識の再確認にとどまってしまうのではないか。

価値判断が分かれる問題について、そこにはどのような見解の相違があり、それがいったい何に由来するのかを分析する。より主体的な環境認識の獲得は、このことを基盤にしてこそ可能になるのではないか。

## III 価値判断を対象化する社会科授業

### 1. 教材化の視点

#### (1) 資源の性質と管理制度

先の太田・猪瀬実践に対して、筆者は判断過程

の分析を中核とした授業を提案する。入山規制賛成派、反対派の当事者らは、なぜそのような判断に至ったのか。そもそも世界遺産に登録された白神山地の入山規制という措置は、どのような思想にもとづいているのか。また、その決定はいかなる過程を経て合意に至ったのか（あるいは至っていないのか）。現実社会にある、対立する主張や見解を、あくまでも対象化して分析していこうとするものである。

青森県と秋田県にまたがる白神山地には、約1万6000ヘクタールのブナ林が広がる。1982年の清秋林道建設計画に端を発した白神山地の自然保護運動は、森林生態系保護地域指定にともなう林道建設の中止という形で結実した。その後、1993年に白神山地は世界遺産に登録され、同時に「入山者をどう扱うか」という管理方法の対立が顕在化した。秋田県側が全面入山禁止を主張したのに対し、青森県側では入山禁止に反対する人たちが多かったのである。1997年、白神山地世界遺産地域連絡会議は、白神山地の核心地域への入山の原則禁止を発表した（ただし、青森県側の指定ルートについては営林署に届け出れば入山できる）。しかし、この決定に対しては反対意見も多く、現在も議論はつづいている。

このように複数の意見を対象化して分析する場合、何らかの認識の枠組みや分析視点をもつことが子どもたちに必要になる。そこで、入山規制についての判断に地域差がみられる理由を説明する枠組みとして、資源の性質と管理のしかたの関係に注目する。井上氏は、自然資源の所有制度を次のように分類している<sup>9)</sup>。

- ・オープン・アクセス資源—すべての個人や団体によって使用される。使用できる権利は排他的でも、譲渡可能でもない。
- ・公的資産—この資産の所有権は国あるいは地方公共団体にあり、管理も公的機関が行なう。
- ・共的（コミュニーナルな）資源—資源にアクセスできる構成員には一定の制限がある。資源の利用などに関しては暗黙あるいは明示的な規則があり、この制度の内外からの認知や同意がある。
- ・私的資産—社会的に許容される範囲で、他人を

排除し、資源を使用・収益・処分する権利を有する。

以上のような資源の性質と管理制度の関係をモデルで示したものが図1である。横軸の排除性とは、メンバー以外の者を利用から排除する傾向性のことである。縦軸の控除性は、利用規制の設定・遵守によって、メンバー間の資源利用の競合・混雑現象を回避できる程度を表している。

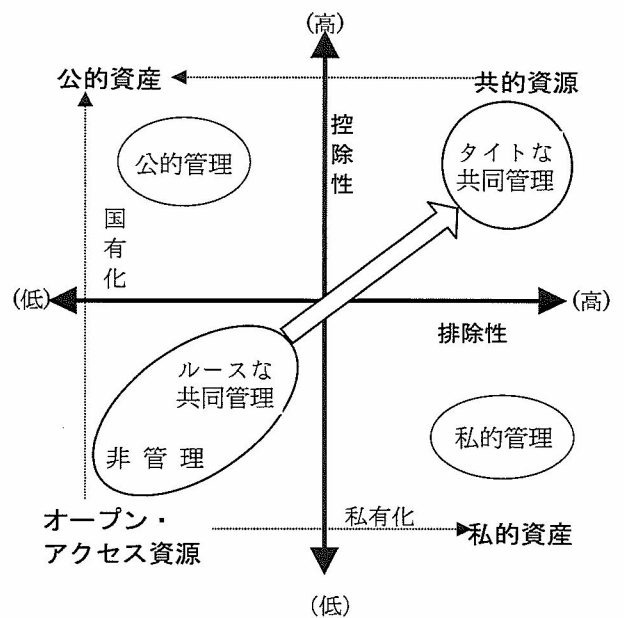


図1 資源の性質と管理制度

井上真, 自然資源の共同管理制度としてのコモンズ, 井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学 森・川・海の共同管理を考える』新曜社, 2001, p. 22.の図3を筆者が一部改変。

森林など自然資源の多くは、もともと共同利用の資源としての性質を有している。しかし、共同利用の資源は、メンバーが資源を自由（収奪的）に利用すると、いわゆるハーディンの「共有地の悲劇」が発生する。それを回避するための制度化の方向は、自然資源を公共資産として公的管理に移管するか、私的財に分割して私的管理に任せるのかのどちらかであった<sup>9)</sup>。

しかし、井上氏は国有化あるいは私有化による資源管理が、必ずしも資源の持続的管理に成功していないとして、共同利用の資源の共同管理制度（ローカル・コモンズ）に着目している。図1の

「ルースな共同管理」の場合、利用規定が存在せず集団のメンバーなら比較的自由に利用できる。しかし、十分な管理ができるとはいいがたい。一方、「タイトな共同管理」の場合、利用について集団内である規律が定められ、利用にあたっては種々の権利・義務をともうなうもので、ローカル・コモンズが成熟するにしたがって「タイトな共同管理」の位置は、図1の右上に移動する<sup>10)</sup>。日本における「入会」はこれにあたる。

### (2) 視点1—共的資源か、公的資産か

人々が自然を「共的資源」とみなすのは、自然と生業や生活の関係が密接だからである。したがって、近代化にともなう生業や生活の変化、また制度の改変によって、人間と自然とのかかわりが希薄になると、「共的資源」という環境認識も当然変化していくことになる。

白神山地の秋田県側では、山林開発が進んだために、山林に依存した生活は消滅してきており、白神山地を「共的資源」ではなく、「公的資産」として認識するようになってきている。そのため、公的機関による強力な自然保護政策を支持することになる。他方、青森県側の一部では、いまだ山村文化が残存しており、地域の自然を「共的資源」として認識している人たちも多い。それゆえ、清秋林道建設にも強く反対してきたのに、世界遺産の指定によって、かえって自分たちが白神山地から疎外されるという結果に強く反発するのである。

先に検討した太田・猪瀬実践の場合、子どもたちの話し合いの論点は、図1の「公的資産」の象限における公的管理のあり方に偏っており、資源の性質と管理制度についての他の象限についての認識は十分とはいえない。

### (3) 視点2—グローバルな利益の追求か、ローカルな利益の尊重か

次に、世界遺産への登録に際して策定された白神山地保護管理計画は、どのような価値観を背景にしているのかを分析する。

世界遺産に登録されるということは、「公＝世界」とみなすことができ、直接の管理は各国がおこなうものの、管理の方法についてはグローバル・スタンダードにもとづくことになる。実際、白神山地の保護管理計画はユネスコのMAB（人と生

物圏）計画に準拠して策定されており<sup>11)</sup>、その計画を策定したのは、環境庁、林野庁、青森県、秋田県の関係者からなる白神山地地域連絡会議である。このような行政の立場では、環境保全のためには、全ての人を拘束するような統一的な環境政策が必要であるという結論に達しやすい。例外は学術的であるなど公共的な目的に限定され、地元住民の個別の利益についての制限は、やむなしということになる。その背景には、「ローカルな文化的経験や活動の軽視、あるいは少なくとも従属化」<sup>12)</sup>という価値観がみてとれる。

他方、地元住民や山村文化の衰退を危惧する人々は、「環境維持力となる伝統的な慣習や知識があるならば」という留保条件付で、地域環境において、ローカルな自治と管理は最大限認められる必要があるという考えにたっている。

## 2. 単元の構成

社会にある既存の価値判断をいったん自分から切り離して対象化し、反省的吟味をおこなうことを通じて主体的な価値観形成をめざすところに価値分析を育成する社会科授業の特徴がある。具体的な学習過程は、次の段階で組織される<sup>13)</sup>。

- ① 問題の把握—問題に対して多様な態度や価値観が存在することに気づく。
- ② 事実の確認—だれの、どのような行為や言説があるのか？
- ③ 判断過程の分析—なぜ、そのような行為や言説はなされるのか？
- ④ 価値の明確化—それぞれの主張の背後にある価値観はなにか？

なお、提案する単元は、展開Ⅰで入山規制問題についての青森県側と秋田県側の異なる見解の価値分析をおこない、続く展開Ⅱで実際に決定された政策についての価値分析をおこなう。したがって、上記の①～④の学習過程は、2度繰り返すことになる。以下、単元の実際を示す。

3. 単元計画

- ① 単元名 「だれのための自然保護か？—世界遺産になった白神山地—」(約4時間)
- ② 対象学年 中学校1年生～3年生 (地理的分野・公民的分野)
- ③ 単元の目的 自然の利用や保護・管理の方法について異なる考え方があることに気づき、それらの考え方の基盤をなす価値を探究できる。
- ④ 単元の到達目標
  - A. 公的資産か、共的資源か。環境認識が異なれば、資源の利用や管理についての考え方は異なってくる。
    - A-1. 地域社会において、自然が公的資産として認識されていると、公的機関を通して自然を利用・管理していこうとする。
    - A-2. 地域社会において、自然が共的資源として認識されていると、共同体の規範によって自然を利用・管理していこうとする
  - B. グローバルな利益の追求か、ローカルな利益の尊重か。自然保護の目的が異なれば、自然の保護や管理についての考え方は異なってくる。
    - B-1. 地球環境の保全というグローバルな利益を追求するためには、全ての人を拘束するような環境政策が必要である。
    - B-2. 環境維持力となる伝統的な慣習や知識があるならば、ローカルな利益を尊重するために、地域環境の自主管理は最大限認められる必要がある。
- ⑤ 学習過程

	教師の指示・発問	教授学習活動	教材	生徒から引き出したい知識
導入 学習対象 の確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この写真の森は、どこの森だと思いますか？</li> <li>・世界遺産に登録される以前、白神山地ではどんな問題がおきていたでしょう？</li> <li>・白神山地が森林生態系保護地域に指定された後、新たに発生した問題とは何でしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>T:発問する</li> <li>P:予想する</li> <li>T:説明する</li> <li>T:発問する</li> <li>P:答える</li> <li>T:発問する</li> <li>P:答える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①</li> <li>②</li> <li>②</li> </ul>	<p>&lt;予想される答え&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わからない。でも日本みたい・・・。</li> <li>・白神山地は、原生的なブナ天然林が、世界最大規模で広がっている。・白神山地は世界遺産に登録されている。</li> <li>・清秋林道が計画され、林道建設反対運動が起こった。</li> <li>・白神山地は森林生態系保護地域に指定され、清秋林道計画は中止になった。</li> <li>・入山の規制の是非についての問題。</li> <li>・入山者のマナーの悪さ。</li> </ul> <p>&lt;予想される意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人それぞれ、考え方は違って当然ではないか。</li> </ul>
問題の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎なぜ白神山地の保全の方法について、考え方が異なるのでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>T:発問する</li> <li>P:話し合う</li> </ul>		
展開 I 事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林生態系保護地域とは何でしょうか？</li> <li>・保存地区への入山禁止について、だれが賛成し、だれが反対しているのですか？</li> <li>○なぜ秋田県側の人たちは、保存地区への入山禁止に賛成するのですか？</li> <li>○なぜ青森県側の人たちは、保全地区への入山禁止に反対するのですか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>T:発問する</li> <li>P:地図を確認する</li> <li>T:発問する</li> <li>P:答える</li> <li>T:発問する</li> <li>P:答える</li> <li>T:発問する</li> <li>P:答える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③</li> <li>④</li> <li>④</li> <li>④</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存地区（原則立ち入り禁止）と保全利用地区に分けられている。</li> <li>・藤里町（秋田県）では、入山禁止を歓迎している。</li> <li>・青森県側では全面入山禁止に反対する姿勢である。</li> <li>・保存地区は藤里町の水源だから。</li> <li>・年々進む伐採によって川の流量が減り、農業用水の確保にも困っているから。</li> <li>・入山禁止になれば、自分たちは、山菜採り、溪流釣りなどができなくなる。</li> <li>・一般の人の楽しみを守るために反対しているのではない。</li> </ul>
判断過程 の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県藤里町の人たちのくらしは、白神山地の自然とどのように関わっているのでしょうか？</li> <li>・現在、藤里町では、白神山地をどのように</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>T:発問する</li> <li>P:答える</li> <li>T:発問する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④</li> <li>⑤</li> <li>⑤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かつての萱葺き屋根はすでにトタンになっている。</li> <li>・町の人山菜・キノコを採るにしても保存地区のような奥までは入っていかない。</li> </ul>

価値の 明確化	<p>利用、管理していますか？</p> <p>○なぜ、藤里町の人たちと自然とのかかわりはそのようになったのでしょうか？</p> <p>・青森県赤石川流域地区の人たちは、どのように山を利用してきましたか？現在はどうですか？</p> <p>・赤石川流域地区では、資源の利用や管理について、どのようなきまりがありますか？</p> <p>○赤石川流域地区の人たちと自然とのかかわりはどのようなものといえるのでしょうか？</p> <p>・自然資源はだれでもが好きなだけ利用すれば、枯渇してしまいます。そのようにならないために、地域社会では昔からどのように管理してきたのでしょうか？</p> <p>・資源の性質と管理のしかたにはいくつかのパターンがあります。「だれでも好きなだけ利用できるオープン・アクセス資源」「厳しい共同体的規範に基づいて、特定のメンバーだけが利用できる共的資源」「公的ルールによって管理の方法が決定される公的資産」「私的財」はそれぞれ、モデル図のどの部分にあたるでしょう。また、それらの管理の方法は、どのような結果をもたらすでしょうか？</p> <p>○青森県側・秋田県側の入山規制に対する見解は、モデル図において、それぞれどの象限にあたるだろうか？</p> <p>◎なぜ地域によって、自然の利用や保護・管理の方法についての考え方に差があるのでしょうか？</p>	<p>P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:モデル図の一部を提示する T:発問する</p> <p>P:モデル図の完成</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p>	<p>⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・藤里町では入会慣行は、近代的制度に移行している。</li> <li>・藤里町では、ブナ林を観光資源とみなし、第三セクター方式でホテルやスキー場を経営している。</li> </ul> <p>④</p> <p>⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・藤里町では山村開発が進んだので、生活や生業と自然とのかかわりは希薄になっている。</li> <li>・昭和30年代まで生業の中心は農業と薪炭生産を中心とした林業であった。</li> <li>・今でも山村では薪炭は重要な燃料であり、山菜、キノコ類を採取し、サケ、マス、アユなどの漁撈もおこなわれている。</li> </ul> <p>⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤石川流域地区では薪炭共用林や普通共用林という形で、現在も集落ごとに管理している。</li> <li>・次世代も使えるような山菜やキノコの採取のしかたが伝承されてきた。</li> <li>・赤石川流域地区では、現在も山村文化が残存しており、生活と自然は深くつながっている。</li> <li>・利用できるメンバーを限定する（排除性）。</li> <li>・利用の規則を作り、それを守る（控除性）。</li> </ul> <div data-bbox="1013 862 1428 1064" style="text-align: center;"> <p>モデル図： 資源の性質と 管理のしかた</p> </div> <p>⑧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オープン・アクセス資源(III)=非管理→資源の枯渇</li> <li>・共的資源(I)=厳格な共同管理→持続的な利用が可能</li> <li>・公的資産(II)=公的管理→資源の保全が最優先</li> <li>・私的財(IV)=私的管理</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・＜青森県側＞これまで通りの共同体的規範による山林の利用や管理も認めて欲しいと考えている（「共的資源(I)」による持続的利用）。</li> <li>・＜秋田県側＞白神山地の保全のためには公的機関が厳格に管理すべきと考えている（「共的資源」→「公的資産(II)」への認識の変化）。</li> </ul> <p>◎自然との日常的なかかわり方の深さによって、共的資源とみるか、公的資産とみるかという環境認識の違いが生じる。そのため、自然や資源の利用や管理についての考えも異なってくる。</p>
	<p>展開Ⅱ 問題の 提示</p> <p>事実の 確認</p>	<p>○現在、入山問題はどうかになっているのでしょうか？</p> <p>・地元住民の利用（入会権）は認められているのでしょうか？</p>	<p>T:発問する P:答える</p> <p>T:補足説明する</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:補足説明する</p>

<p>判断過程の分析</p>	<p>○なぜ地元住民の慣習的な利用は認められないのでしょうか？</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:MAB計画を説明する</p> <p>•このような白神山地の管理の方法は、だれが策定したのでしょうか？</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>•白神山地地域連絡会議の構成メンバーはどれでしょうか？</p> <p>T:説明する</p> <p>•地元住民は白神山地の管理計画の策定に参画したのでしょうか？</p> <p>T:説明する</p> <p>•このような決定の方法は、どのような問題をもたらしたのでしょうか？</p> <p>T:発問する P:答える</p>	<p>⑩</p> <p>⑨</p> <p>②</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 世界遺産へ登録するためには、保全体制の強化が必要だったのではないか。</li> <li>• 白神山地では保護管理にあたり、ユネスコのMAB（人間と生物圏）計画を踏襲した。</li> <li>• MAB計画では、コア・エリアは厳重に保護され研究用にのみ利用できることになっている。</li> <li>• 国や県が策定したのではないか。</li> <li>• 入山手続き要領（資料⑨）には「白神山地地域連絡会議」とある。</li> <li>• 構成メンバーは、環境庁、林野庁、青森県、秋田県の関係者である。</li> <li>• 連絡会議は95年に「世界遺産地域管理計画骨子案」を公表するまで、一般住民の意見聴取の場を一度も設定していない。</li> <li>• 初めて開催された「地元意見を聞く会」では、地元住民の発言機会をもっとつくるべきだという意見が多く出された。</li> <li>• 国や県が白神山地の管理の方法を一方向的に決めたために、地元では混乱が起きている。</li> <li>• &lt;行政&gt;世界遺産として白神山地を保全しようとするれば、全ての人を拘束するような環境政策を策定すべきである。地元住民の私的な利益が制限されるのはしかたがない。</li> <li>• &lt;地元（青森県側）住民&gt;環境維持力となる伝統的な慣習や知識があるならば、地域環境において、ローカルな自治と管理は、最大限認められるべきである。</li> <li>• ② グローバルな利益の追求か、ローカルの利益の尊重か、自然保護の目的が異なれば、自然や資源の保護や管理についての考えも異なってくる。</li> </ul>
<p>価値の明確化</p>	<p>○行政と地元住民（青森県側）は、それぞれどのような価値にもとづいて、自然を保護・管理すべきだと考えているのでしょうか？</p> <p>T:発問する P:答える</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• &lt;行政&gt;世界遺産として白神山地を保全しようとするれば、全ての人を拘束するような環境政策を策定すべきである。地元住民の私的な利益が制限されるのはしかたがない。</li> <li>• &lt;地元（青森県側）住民&gt;環境維持力となる伝統的な慣習や知識があるならば、地域環境において、ローカルな自治と管理は、最大限認められるべきである。</li> <li>• ② グローバルな利益の追求か、ローカルの利益の尊重か、自然保護の目的が異なれば、自然や資源の保護や管理についての考えも異なってくる。</li> </ul>
<p>終結</p>	<p>○いったい、だれのための自然保護なのだろうか？</p> <p>T:発問する P:話し合う</p>		<p>&lt;予想される意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 世界遺産になった以上、人類全体のためではないか。</li> <li>• 地元住民の地域環境に根ざした生活文化など、ローカルな事情も尊重すべきだから、地域に応じた自然保護政策があってもいいのではないか。</li> <li>• 一般観光客を完全に排除してしまうと、自然保護の大切さを理解してもらい機会を制限してしまうことになるのではないか。</li> </ul>

<教材>白神山地の写真:<http://www.jomon.ne.jp/~misago/sirakamitop.html>, <http://www.jomon.ne.jp/~misago/gallery.html> ②白神山地記事一覧：東奥日報のホームページ <http://www.toonippo.co.jp/kikaku/shirakami/kiji.html> ③森林生態保護地域の地図：鬼頭秀一『自然保護を問う—環境倫理とネットワーク』筑摩書房、1996、p. 182. ④鎌田と根深の対談：鬼頭、前掲書、pp. 197-199. ⑤藤里町の人たちの自然とのかかわり：鬼頭、前掲書、pp. 213-216の抜粋 ⑥株式会社藤里開発公社のホームページ：<http://www.shirakami.or.jp/~yutoria/fre00.htm> ⑦赤石川流域地区の人たちと自然とのかかわり：鬼頭、前掲書、pp. 204-213より抜粋。⑧モデル図「資源の性質と管理制度」：井上真、自然資源の共同管理制度としてのcommons、井上真・宮内泰介編『commonsの社会学 森・川・海の共同管理を考える』新曜社、2001、p.22、図3を一部改変。⑨入山手続き要領：<http://www.capa.ne.jp/a-bank/sirakami/information/kyoka.html> ⑩世界遺産に向けて：鬼頭、前掲書、pp. 195-196より抜粋。

<その他の参考文献>井上孝夫『白神山地と清秋林道 地域開発と環境保全の社会学』東信堂、1996。土屋俊幸、白神山地と地域住民—世界自然遺産の地元から、井上真・宮内泰介編『commonsの社会学 森・川・海の共同管理を考える』新曜社、2001、pp. 74-94。鳥越皓之、人間にとっての自然—自然保護の再検討、鳥越皓之編『講座 環境社会学 第3巻 自然環境と環境文化』有斐閣、2001、pp. 1-24

#### IV おわりに

筆者が提案した授業は、自然の利用や保護・管理のしかた、あるいは環境保護政策の根底にある異なる環境認識を分析することを目標としていた。また、最終的には入山規制の是非を論争するのではなく、「だれのための環境保護なのか？」という問いに至るものであった。

このように、さまざまな価値観（環境認識）の存在に気づき、探求していくことによって、子どもたちがもっている「貴重な自然を大切にしよう」「人類共通の財産である自然」という素朴で、常識的な自然保護の論理を揺さぶることが可能になる。それは、自分たちの日常生活を基盤とした話し合いだけでは、おそらく到達できないものである。

今後は、学校教育においても、地域社会においても、体験的な学習やボランティア活動など実践的な活動への参加の機会が増えることが予想される。しかし、これらの市民的活動は何らかの理念に裏打ちされたものであり、その理念は当然それぞれに異なる。したがって、子どもたちにとって、将来自分たちが出会うであろう多様な市民的活動を対象化し、その根底にある価値の分析ができることは必要なことであるし、これこそが、社会科でしか担えない環境学習なのではないだろうか。

#### 【註】

- 1) 文部省『環境教育指導資料（中学校・高等学校編）』大蔵省印刷局, 1991, p. 7.
- 2) 吉村功太郎, 社会科における価値観形成論の類型化—市民的資質育成原理を求めて—, 『社会科研究』第 51 号, 1999.
- 3) 太田秀文・猪瀬武則, 意思決定力を育成する環境学習 (II) —白神山地の入山規制問題—, 『弘前大学教育学部教科教育研究紀要』第 24 号, 1996, pp. 13-26.
- 4) 太田・猪瀬, 前掲論文, p. 24.
- 5) 同上
- 6) 猪瀬武則, 意思決定力を育成する環境学習 (I) —白神山地の入山規制問題—, 『弘前大学教育学部教科教育研究紀要』第 24 号, 1996, p. 1.

- 7) 猪瀬, 前掲論文, p. 8. なお, 自然との関係を「切り身」から「生身」へという概念図式については, 鬼頭秀一『自然保護を問いなおす—環境倫理とネットワーク』筑摩書房, 1996 を参照のこと。
- 8) 井上真『焼畑と熱帯林 カリマンタンの伝統的焼畑システムの変容』弘文堂, 1995, pp. 136-137.
- 9) 井上真, 自然資源の共同管理制度としてのコモンズ, 井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学 森・川・海の共同管理を考える』新曜社, 2001, p. 23.
- 10) 井上, 前掲書 11, p. 13.
- 11) 白神山地の森林生態保全地域は, ユネスコの MAB 計画を踏襲する形で, 保存地区 (core) と保全利用地区 (buffer) に分けられている。
- 12) ジョン・トムリンソンは, 「ローカルに優先するものとしてのコスモポリタン」というイデオロギーについて, いくつかの疑念を提出している。そのひとつが「ローカルな文化的経験や活動の軽視, あるいは少なくとも従属化」である (ジョン・トムリンソン/片岡信訳『グローバリゼーション 文化帝国主義を超えて』青土社, 2000, pp. 323-335.)。
- 13) この授業過程の諸段階については, ジョン・フィエン/石川総子・石川寿敏・塩川哲雄・原子栄次郎・渡部智暁訳『環境のための教育 批判的カリキュラム理論と環境教育』東信堂, 2001, p. 109. の「図 3.2 地理教育と環境教育での「事実」と「価値」の統合的探究の道すじと思考過程」を参考にした。